

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件 新旧対照表

○農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="118 347 1108 406"><u>日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号</u>の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材</p> <p data-bbox="98 448 1108 507">次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。</p> <p data-bbox="98 512 219 539">一・二（略）</p>	<p data-bbox="1151 347 2141 406"><u>農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号</u>の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材</p> <p data-bbox="1131 448 2141 507">次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。</p> <p data-bbox="1131 512 1223 539">一 農薬</p> <p data-bbox="1151 544 2141 703">硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤</p> <p data-bbox="1131 708 1402 735">二 肥料及び土壌改良資材</p> <p data-bbox="1151 740 2141 799">硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩</p>

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件 新旧対照表

○農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準（平成12年7月14日農林水産省告示第1006号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号</u>の農産物に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一・二 （略）</p>	<p><u>農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号</u>の農産物に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 栽培の方法に関する基準</p> <p>1 遺伝子組換え技術を用いて得られた種子、苗等及び種菌を繁殖の用に供さないこと。</p> <p>2 農薬、肥料及び土壌改良資材は、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るため又は有害動植物を防除するため特に必要があると認められる場合を除き、使用しないこと。</p> <p>二 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する基準</p> <p>1 薬剤、食品添加物その他の物質は、有害動植物を防除するため又は農産物の品質を保持するため使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。</p> <p>2 放射線の照射を行わないこと。</p>

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第2号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件 新旧対照表

○農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第2号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準（平成12年7月14日農林水産省告示第1007号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="138 347 1086 375"><u>日本農林規格等に関する法律施行令第17条第2号</u>の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p data-bbox="94 416 414 440">一 原料又は材料に関する基準</p> <p data-bbox="116 448 1108 608">次に掲げるもののみを原料又は材料として用い、かつ、当該原料又は材料（3に掲げるもの及び4に掲げる加工助剤を除く。）の総重量に対する4に掲げる食品添加物（一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。）のうち、<u>日本農林規格等に関する法律施行令</u>（以下「令」という。）<u>第17条第1号</u>に規定する農産物又は同条第2号に規定する飲食料品を除く。）及び5に掲げるものの重量の割合が5パーセント以下であること。</p> <ol data-bbox="116 679 526 770" style="list-style-type: none"> 1 <u>令第17条第1号</u>に規定する農産物 2 <u>令第17条第2号</u>に規定する飲食料品 3～5 （略） <p data-bbox="94 911 197 935">二 （略）</p>	<p data-bbox="1126 347 2141 408"><u>農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第2号</u>の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p data-bbox="1126 448 1447 472">一 原料又は材料に関する基準</p> <p data-bbox="1149 480 2141 639">次に掲げるもののみを原料又は材料として用い、かつ、当該原料又は材料（3に掲げるもの及び4に掲げる加工助剤を除く。）の総重量に対する4に掲げる食品添加物（一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。）のうち、<u>農林物資の規格化等に関する法律施行令</u>（以下「令」という。）<u>第10条第1号</u>に規定する農産物又は同条第2号に規定する飲食料品を除く。）及び5に掲げるものの重量の割合が5パーセント以下であること。</p> <ol data-bbox="1149 679 2141 903" style="list-style-type: none"> 1 <u>令第10条第1号</u>に規定する農産物 2 <u>令第10条第2号</u>に規定する飲食料品 3 食塩及び水 4 使用することがやむを得ないものとして認められる食品添加物及び加工助剤（遺伝子組換え技術を用いて得られたものを除く。） 5 1から3までに掲げるもの以外の飲食料品（遺伝子組換え技術を用いて得られたもの及びこれを原料又は材料として製造し又は加工したもの並びに放射線が照射されたものを除く。） <p data-bbox="1126 911 1760 935">二 製造、加工、包装、保管その他の工程の管理に関する基準</p> <ol data-bbox="1149 943 2141 1102" style="list-style-type: none"> 1 食品添加物及び加工助剤を使用する場合を除き、製造又は加工に化学的な方法を用いないこと。 2 薬剤は、病害虫を防除するために使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。 3 放射線の照射は、製造又は加工の工程の管理のために照射する場合を除き、行わないこと。